

平成 29 年度 第 1 回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	．．．．．	P. 1
高知市地域福祉計画庁内検討委員名簿	．．．．．	P. 2
高知市地域福祉計画推進協議会条例	．．．．．	P. 3
計画推進のための基本目標	．．．．．	P. 5
1 高知市地域福祉活動推進計画（平成 25～30 年度）の進捗状況		P. 6
2 次期計画策定にかかる国の動向	．．．．．	P. 7
3 次期計画アンケート案について	．．．．．	P. 13
高知市地域福祉活動推進計画（平成 31～36 年度）策定体制（案）		P. 18
平成 30 年度 計画策定スケジュール（案）	．．．．．	P. 19

<別紙資料>

【資料 ①】 高知市の取組について

高知市社会福祉協議会の取組について

【資料 ②】 生活困窮者自立支援関係事業

市・市社協が一体となった高知市の取組

【添付資料】 次期計画アンケート調査票案

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

	所属	役職等	氏名
1	一宮コミュニティ計画推進市民会議	事務局長	石橋 照久
2	高知市地区社会福祉協議会連合会	副代表	川崎 洋輝
3	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
4	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
5	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
6	社会福祉法人すずめ福祉会 すずめ共同作業所	所長	西村 昇
7	特定非営利法人 NPO高知市民会議	理事長	東森 歩
8	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会	理事	福田 晃代
9	NPO法人いきいき百歳応援団	理事長	細川 芙美
10	NPO法人地域サポートの会さわやか高知	会長	三谷 英子
11	高知市西部地域高齢者支援センター旭出張所	社会福祉士	三橋 満美
12	公募委員		山下 等生
13	高知県立大学社会福祉学部	准教授	山村 靖彦
14	公募委員		祐東 孝好
15	社会福祉法人明成会	理事	吉永 宣生
16	高知県保育士会	理事	渡辺 秀一

高知市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部部長	村岡 晃
2	健康推進担当理事	堀川 俊一
3	健康福祉部副部長	田中 弘訓
4	福祉事務所所長	中村 仰
5	地域防災推進課課長	村田 三郎
6	地域コミュニティ推進課課長	田村 智志
7	人権同和・男女共同参画課課長	池内 千枝
8	健康福祉総務課課長	大北 新
9	介護保険課課長	川村 弘
10	健康増進課課長	池内 章
11	障がい福祉課課長	石黒 和史
12	高齢者支援課課長	田口 淳一
13	福祉管理課課長	坂田 弘之
14	子育て給付課課長	中屋 雅克
15	子ども育成課長	谷脇 由人
16	母子保健課課長	谷脇 聖児
17	教育企画監	和田 広信
18	人権・こども支援課課長	西原 知佐子

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画 (以下「地域福祉計画」という。) の策定及び推進等に当たり、 広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役職員
 - (3) 市民
 - (4) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会 (以下「選考委員会」という。) において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

● 計画推進のための基本目標

基本理念

基本目標

方策

誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり

後期重点

1)「おたがいさま」の住民意識づくり

指標)

- ・各種養成講座終了後の活動率
- ・助け合いが「必要だと思う」「あった方がよい」人の割合
- ・今後地域活動へ「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「学習の機会があったら参加したい」人の割合

1-1 きっかけづくり

1-2 福祉人材の育成

後期重点

2) 小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見

指標)

- ・小地域での支え合い活動の状況
- ・住民からの相談件数の推移や相談内容の分析
- ・住んでいる地区の助け合いがあるかどうかに対して「大変そう思う」「そう思う」人の割合
- ・地域支え合い会議の開催か所数, 開催回数

2-1 住民主体の小地域福祉活動の推進

2-2 地域のニーズの早期発見

3) 地域での支え合いの仕組みの構築

指標)

- ・地域支え合い会議を開催している地区社協の数

3-1 地域の各種団体・組織等の連携強化

3-2 地区社協(小地域の福祉活動を中地域でとりまとめる組織)への支援と連携

4) 地域ケアネットワークシステムの構築

4-1 専門職やサービス事業者と小地域での活動との連携強化

4-2 ブロック圏域での専門機関による連携強化

後期重点

5) 地域福祉を推進するための体制基盤づくり

指標)

- ・市社協の周知度

5-1 市社協の役割の見直しと強化

5-2 市の役割の見直しと強化

5-3 市と市社協の連携強化

1 高知市地域福祉活動推進計画 (平成25年～30年度)の進捗状況

別紙 資料①参照

別紙 資料②参照

2 次期計画策定にかかる国の動向

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

- ◆平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PTJ報告」）
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
- 平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出
- 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針公表
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知） 発出

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号)の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機能が担うこともあれば、別々の機能が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施(地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化)
- 地域の課題を地域で解決していくための財源(地域づくり)に資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等)

住民に身近な圏域※

第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じて協議)
- ※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(名称、所在地、担い手、役割等)
- 地域の関係者(民生委員児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のネットワーク体制の構築(3の支援体制と連携)

(※)地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

第三 生活困難者自立支援法第二条第2項に規定する生活困難者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するため、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じて協議)
- ※生活困難者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる
- 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等)
- 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携)
- 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

市町村域

都道府県域

第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1~7)

- 地域共生社会の実現が必要
- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
 - ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
 - ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとしまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
 - ・他方、地域力強化検討会最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
 - ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会が「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について

(P13~28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
	(2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項
	(2)支援計画の基本姿勢
	(3)支援計画策定の体制と過程

社会福祉法第百六条の三第二項に基
づく指針(大臣告示)の補足説明

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13～28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機能が担うこともあれば、別々の機能が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

1 住民に身近な圏域に
 いて、地域住民等が
 主体的に地域生活課題
 を把握し解決を試みるこ
 とができる仕組みの整備
 に関する事項
(法第106条の3第1項関係)
 <P13～22>

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施
- 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金による
 テーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、
 企業の社会貢献活動との協働等)

2 住民に身近な圏域に
 いて、地域生活課題
 に関する相談を包括的
 に受け止める体制の整
 備に関する事項
(法第106条の3第2項関係)
 <P22～25>

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのラウンジを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等)
- 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のネットワーク体制の構築(3の支援体制と連携)

(※) 地域の実情に応じて異なると
 考えられ、地域で協議し、決めて
 いく過程が必要

3 多機関の協働による包
 括的な相談支援体制の
 構築に関する事項
(法第106条の3第3項関係)
 <P26～28>

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)
- <展開の例>
- 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外
 の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら
 中核を担う場合に見られる。
- 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手
- 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等)
- 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携)
- 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

4 市町村における包括的
 な支援体制の整備に
 対する都道府県の支
 援について <P28>

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受
 けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

住民に身近な圏域(※)

市町村域

都道府県域

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の
様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環
境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む
分野に関する事項
ロ 制度の狭間の課題への対応の在り方
ハ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
ニ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
ホ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
ヘ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
セ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ソ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、
身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐
待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在
り方
ク 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支
援の在り方
ク ス 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
シ ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことがで
きる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の
分野の圏域との関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野
に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ 地域づくり資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業
タ 等を有効に活用した連携体制
全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げ
る事業を実施する場合)
⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期
間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進して
いくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策とし
て考えられること
・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に
策定する等)

②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する
事項
④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全
な発達のための基盤整備に関する事項
⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画
期間、評価及び公表等、計画の見直し など

・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内
容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置
付けるなどの地域福祉計画の積極的活用

・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WG
を設置)
など

3 次期計画アンケート案について

調査概要

※調査票については添付資料参照

1 目的

- 次期(平成31～36年度)計画策定に向け,市民の暮らしや地域活動等に関する考え方や実態を把握し,地域福祉を着実に推進するために必要な取組みや仕掛けを検討する。

2 対象と方法

対象者	本市に住民登録をしている20歳以上の方
方法	郵送
対象人数	3,000人
内容	「基本情報」「近所付き合い」「生活課題」 「地域の集いの場」「地域活動」等

3 調査項目のねらいと活用方法

項目	ねらい	活用方法
基本情報	年齢・性別・居住地域・家族構成	基本情報 ※以下の項目とクロス集計
近所付き合い	近所での助け合いの意識	具体的取組み
生活課題	自身及び他者の困りごと・相談先	
地域の集いの場	必要としている場	
地域活動・ボランティア活動	地域活動への参加やきっかけ	

4 スケジュール案

3月	推進協議会で概要説明
	アンケート完成
4月	委託業者決定
6月	アンケート調査期間
7月	委託業者集計
	結果まとめ
8月	推進協議会で報告

地域福祉推進活動計画 市民アンケート新旧比較表

	平成24年度実施		平成30年度実施予定		
自身のこと	1	性別	1	性別	
	2	年齢	2	年齢	
	3	居住地区	3	居住地区	
	4	職業	4	職業	
	5	居住年数	5	居住年数	
	6	住居形態	6	住居形態	
	7	家族構成	7	家族構成	
			8	同居家族	新規追加
	8	定住意向	9	定住意向	
	9	定住理由	10	定住理由	
		11	暮らし向き(経済)	新規追加	
		12	助け合いの範囲		
10	近所付き合いの程度	13	近所付き合いの程度		
地域の助け合いの状況	11	地域での助け合いの現状	14	地域での助け合いの現状	指標
	12	住民同士の助け合いの必要性	15	住民同士の助け合いの必要性	指標
			16	助け合いの意識	新規追加
	13	助け合い① 頼れる人の存在			
	14	助け合い② 頼られた時に支援できる内容			
			17	手助けできる具体的な内容	新規追加
			18	手助けして欲しい具体的な内容	新規追加
15	助け合いの範囲				
課生活			19	自身の悩み・不安について	新規追加
			20	相談相手	新規追加
	16	地域の生活課題について	21	地域の生活課題について	
地域活動・ボランティア活動について	17	地域活動・ボランティア活動への参加の有無	22	地域活動・ボランティア活動への参加の有無	指標
	18	参加している活動の内容	23	参加している活動の内容	
	19	活動に参加したきっかけ	24	活動に参加したきっかけ	
	20	活動に参加していない理由	25	活動に参加していない理由	
	21	今後の活動意向	26	今後の活動意向	
			27	今後参加したい活動の内容	新規追加
			28	活動を阻害する要因	新規追加
の集場		29	参加したい地域の集いの場	新規追加	
寄付			30	福祉目的の寄付経験の有無	新規追加
			31	福祉目的の寄付に対する考え	新規追加
周知度等	22	市社協の周知度	32	市社協の周知度	指標
	23	市社協を知ったきっかけ			
			33	生活支援相談センターの周知度	新規追加
	24	民生委員児童委員の活動内容の周知度	34	民生委員児童委員の活動内容周知度	
	25	地域の民生委員・児童委員の周知度			
	26	行政の役割			
	27	市社協の役割			
28	市民の役割				
29	自由記載	35	自由記載		

アンケート調査票案 添付資料参照

高知市地域福祉活動推進計画（平成 31～36 年度）策定体制（案）

高知市地域福祉計画推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：20 名以内（うち公募委員若干名）

パブリックコメント

計画素案・計画原案の提示
現計画の評価

事務局

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成

高知市社会福祉協議会

ワーキンググループ

総務調整課，地域協働課，
共に生きる課，在宅生活応援課，
障害者福祉センター，
土佐山センターたきゆり

高知市（事務局：健康福祉総務課）

庁内検討委員会

ワーキンググループ

介護保険課，障がい福祉課，福祉管
理課，健康増進課，高齢者支援課，
地域防災推進課，
人権同和・男女共同参画課，
地域コミュニティ推進課，子育て給
付課，子ども育成課，母子保健課，
教育政策課，人権・こども支援課
健康福祉総務課

計画策定のための現状・課題の把握，分析

意見交換会

地域福祉に関するアンケート調査

対象：20 歳以上の高知市民
民生委員・児童委員
専門職 等

平成 30 年度 計画策定スケジュール（案）

時期	会の種類	主な内容
平成 30 年 4 月		
5 月	第 1 回 計画推進協議会	(1) 現計画の総括 (2) 高知市の地域福祉に関する 現状・課題と方向性
6 月		
7 月		
8 月	第 2 回 計画推進協議会	(1) アンケート調査結果報告 (2) 新計画概要の審議
9 月	第 3 回 計画推進協議会	(1) 新計画素案の審議①
10 月		
11 月	第 4 回 計画推進協議会	(1) 新計画素案の審議②
12 月		
平成 31 年 1 月		
2 月	第 5 回 計画推進協議会	(1) 新計画原案の承認

